

保育施設利用案内



寝屋川市こども部保育課

〒572-8533

寝屋川市池田西町 28 番 22 号

保健福祉センター2 階

TEL : 072-812-2552 (直通)

令和6年 10 月版

《これから保育園等の利用を検討される方へ》

1. 保育・教育施設について

◆ 保育・教育施設の種類

区分	概要
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者の代わりに保育する施設
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設
事業所内保育事業所	従業員のこども（従業員枠）とそれ以外のこども（地域枠）を保育する施設
企業主導型保育施設	従業員のこども（従業員枠）とそれ以外のこども（地域枠）を保育する施設
認可外保育施設	市が認可している施設以外の保育施設
幼稚園	学校教育法に定められた学校教育を行う施設。新制度幼稚園と私学助成幼稚園に分かれる

施設一覧は 33-34 ページに掲載しています。

◆ 保育・教育施設の申請先と認定種別

	区分		入園申請先	認定区分 (寝屋川市が行う)
認可保育施設	保育所	①	保育課	2・3号
	認定こども園（寝屋川市立）	②	保育所部分：保育課	2・3号
		③	幼稚園部分：各施設	1号
	認定こども園（私立）	④	保育所部分：保育課	2・3号
		⑤	幼稚園部分：各施設	1号（+新2・3号）
	事業所内保育事業所	⑥	地域枠：保育課	2・3号
		⑦	従業員枠：各施設	
認可以外の 保育施設	企業主導型保育施設	⑧	各施設	2・3号
	認可外保育施設	⑨	各施設	（新2・3号）
幼稚園	新制度幼稚園（寝屋川市立）	⑩	各施設	1号
	新制度幼稚園（私立）	⑪	各施設	1号（+新2・3号）
	私学助成幼稚園	⑫	各施設	新1号または新2・3号

（新）1号認定：保育の必要性がなく、教育のみ希望する満3～5歳の児童

（新）2・3号認定：保育の必要性があり、保育が必要な児童

申請を希望する番号に応じて以下のページへお進みください。

①②④⑥→認可保育施設の利用申請兼2・3号認定申請 2ページ

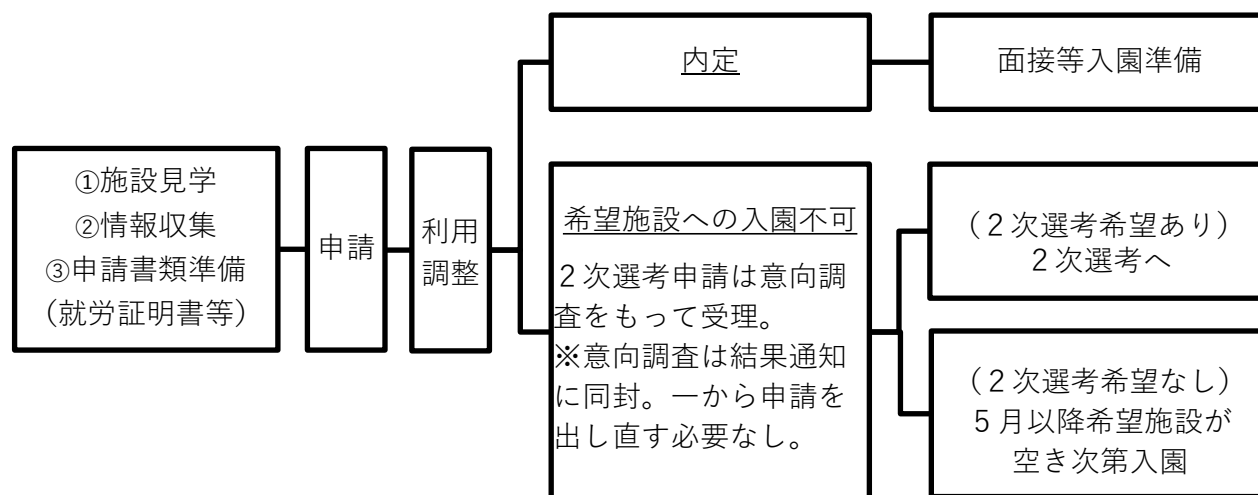
③⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑫→その他認定申請 18ページ

《認可保育施設の申請～入園後まで（1ページの①②④⑥）》

1. 申請から入園までの流れ

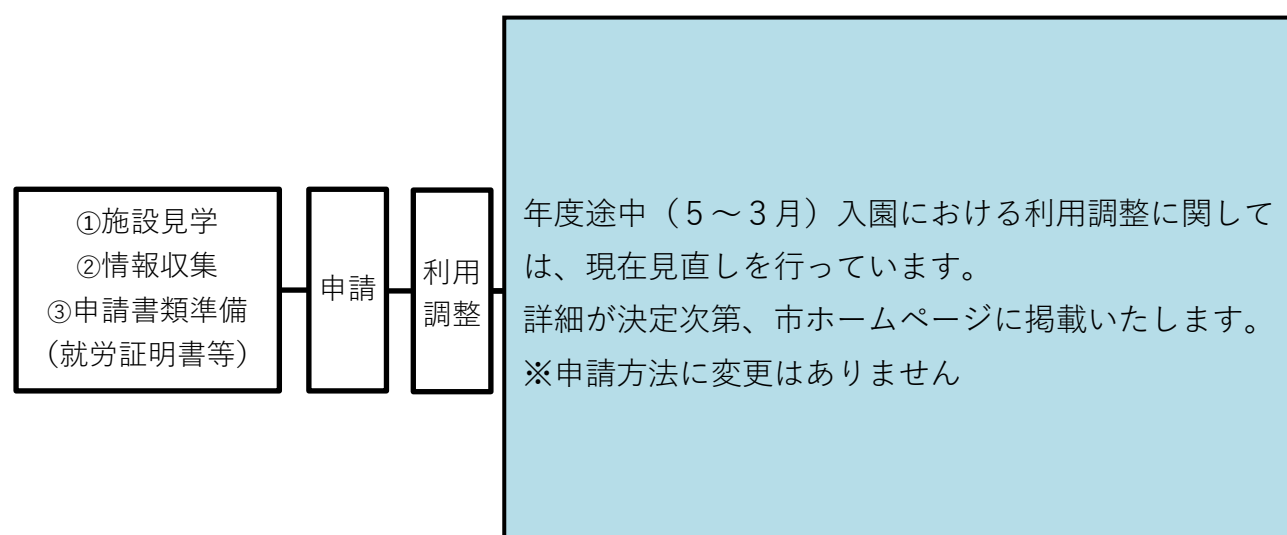
◆ 4 月入園における利用調整の流れ

※利用調整についての詳細は 6 ページをご確認ください。



◆ 年度途中（5～3月）入園における利用調整の流れ

※利用調整についての詳細は 6 ページをご確認ください。



2. 保育の必要性について

保護者（父および母）の保育の必要性（下表）の認定申請を行い、市が認めた場合のみ認可保育施設を利用することができます。利用中で保育の必要性が消滅した場合、退園となることがあります。

事由名	事由詳細	認定有効期間
就労	月 64 時間以上就労している（休憩時間除く）	雇用期間終了まで
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後、間がない場合	出産予定日の 8 週前から 8 週後の日が属する月の月末まで
疾病・障害	疾病・負傷・障害がある	診断書や障害者手帳等の期限まで
介護・看護	<u>同居の親族を常時介護または看護している</u>	診断書や障害者手帳等の期限まで
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧にあたっている	市が必要と認める期間
求職活動	求職活動を継続的に行っている	認定開始日から 90 日目の属する月の月末まで
就学	月 64 時間以上就学している（休憩時間除く）	卒業・修了予定日の属する月の月末まで
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	市が必要と認める期間
育児休業	<u>すでに保育施設を利用しているこどもについて</u> 、当該こども以外の育児休業を取得する際に、継続利用が必要であると認められる場合	育児休業に係るこどもが 2 歳になった最初の 3 月 31 日まで
その他	その他上記に類する状態として、市が認める事由に該当する場合	市が必要と認める期間

3. クラス年齢と保育年齢について

◆ クラス年齢

その年の 4 月 1 日現在の満年齢によります。

（参考）令和 7 年 4 月 1 日時点のクラス年齢表

クラス	生年月日
0-0 歳	令和 7 年(2025 年) 4 月 2 日 ～ 令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日
0-1 歳	令和 6 年(2024 年) 4 月 2 日 ～ 令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日
1 歳	令和 5 年(2023 年) 4 月 2 日 ～ 令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日
2 歳	令和 4 年(2022 年) 4 月 2 日 ～ 令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日
3 歳	令和 3 年(2021 年) 4 月 2 日 ～ 令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日
4 歳	令和 2 年(2020 年) 4 月 2 日 ～ 令和 3 年(2021 年) 4 月 1 日
5 歳	平成 31 年(2019 年) 4 月 2 日 ～ 令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日

◆ 保育年齢

施設によって児童を預けることができる期間が異なります。詳細は下記のとおりです。

施設	保育年齢		
国松保育園	産休明け	～	3歳児クラスまで
おひさま保育園 千成ヤクルト つばめ KIDS 保育園	生後6か月	～	2歳児クラスまで
認定こども園 香里幼稚園 認定こども園 やまなみ幼稚園 認定こども園 三井中央幼稚園	1歳児クラス	～	就学前まで
認定こども園 旭学園第二幼稚園	2歳児クラス	～	就学前まで
上記以外の保育施設 ※受入れ可能月齢については各施設案内をご確認ください。	産休明け (施設により異なる)	～	就学前まで

4. 施設見学について

施設によって保育の内容や制服の有無、教材等の雑費、延長保育、給食の内容、ならし保育など施設利用のルールが異なります。入園後に「想定と違った」ということがないように、**事前に見学等で情報収集することを推奨しています**。見学の予約は直接施設へ連絡してください。33 ページの施設一覧に各施設の電話番号を掲載しています。

また、市ホームページ（下記リンク）に各施設の紹介をまとめているので参考にしてください。

https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kodomo/hoikuka/kodomo_hoikusyo/h_oikusho/17175.html

5. 申請について

◆ 申請ができる児童

- (1) 寝屋川市に在住している児童（出生届を提出済みの方）
- (2) 寝屋川市に転入予定の児童（居住予定の家の契約書及び申請児童の生年月日が分かる書類が必要）

◆ 申請方法

- (1) ログフォーム電子申請

※申請に必要な書類（次ページ参照）および保護者（父または母）の本人確認書類を準備してから行ってください。

※申請先 QR コードおよびリンクは 28-29 ページに掲載しています。

◆ 申請に必要な書類（保育の必要な事由を証明する書類等）

市指定様式については下記4か所から取得していただけます。

- (1) 保育課（池田西町28番22号 保健福祉センター2階） (2) 認可保育施設
(3) およこほっとステーション（初町19番1号） (4) 市ホームページ（ダウンロード）

		必要書類	指定様式
保育の必要な事由を証明する書類	就労	就労証明書（発行から3か月以内のもの）	あり
		開業届または営業許可証（自営業の場合のみ）	なし
	就労（内職）	就労証明書（発行から3か月以内のもの）	あり
		月額2万円以上の給料明細（利用申請日が属する年度内で1か月分）の写し	なし
	妊娠・出産	出産予定のこどもの母子健康手帳（1・4ページ目）の写し	なし
	疾病・障害	医師の診断書（発行から3か月以内のもの）または障害者手帳の写し	なし
		特定医療費（指定難病）受給者証、障害年金の年金決定通知書 特別児童扶養手当の受給証明書、要介護認定の介護保険被保険者証	なし
	介護・看護	医師の診断書（発行から3か月以内のもの）、障害者手帳の写し、療育施設の在園証明書のいずれか	なし
		特定医療費（指定難病）受給者証、障害年金の年金決定通知書 特別児童扶養手当の受給証明書、要介護認定の介護保険被保険者証	なし
	災害復旧	罹災証明書	なし
その他の書類	求職活動	求職活動状況申立書 求職活動を行っていることがわかる書類	あり なし
	就学	在学証明書とカリキュラム	なし
	転入前の申請書類	居住予定の家の契約書および申請児童の生年月日が分かる書類	なし
	同居祖父母の書類	65歳未満の同居祖父・祖母の保育の必要な事由を証明する書類	上記に準ずる
	同居家族の書類	障害者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証 障害年金の年金決定通知書、特別児童扶養手当の受給証明書 要介護認定の介護保険被保険者証	なし

※原則として、希望利用開始日の状況に当てはまるものを準備してください。

※太字は各認定・申請状況における提出必須書類です。

※太字でない書類は提出必須ではありませんが、提出有無で利用調整指数に影響が出ることがありますので該当するものがあれば提出してください。詳細は30-31ページの利用調整基準表をご確認ください。

◆ 申請期間（希望施設の変更含む）

(1) 令和 7 年 4 月からの利用を希望する場合

1 次選考：令和 6 年 10 月 15 日（火）～ 令和 6 年 11 月 15 日（金）

2 次選考：令和 6 年 12 月 16 日（月）～ 令和 6 年 12 月 27 日（金）

3 次選考：令和 7 年 1 月 20 日（月）～ 令和 7 年 2 月 7 日（金）

※きょうだい優先利用調整を希望する場合、別途きょうだい優先利用調整申請が必要です。

(2) 5 月～3 月からの利用を希望する場合

年度途中（5～3 月）入園における利用調整に関しては、現在見直しを行っています。

詳細が決定次第、市ホームページに掲載いたします。

6. 利用調整について

◆ 令和 7 年 4 月からの利用

(1) 市ホームページ（下記リンク）に各施設の受入状況および昨年度の申請状況、各施設の保育方針等をまとめた一覧を公開しています。希望施設を選択する際の参考にしてください。

https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kodomo/hoikuka/kodomo_hoikusyo/hoikusho/17175.html

(2) 希望施設の変更など、申請内容の変更を含め申請期間内に申請を完了してください。

いかなる理由があっても期間外の受付はできません。

(3) 利用調整基準（30-31 ページ）に基づき保護者（父と母）それぞれの指数を合計し、区分順（保育士優先利用調整→きょうだい優先利用調整→通常利用調整）に世帯指数が高い方から利用調整を行います。

※以下の場合に限り最優先で利用調整を行います。

①令和 6 年度中に待機児童保育施設に入園した場合

②令和 6 年度末時点で国松保育園・おひさま保育園・千成ヤクルトつばめ KIDS 保育園に在籍しており、在籍施設を卒園する場合

(4) 下記のとおり各利用調整の結果発送時期に「利用調整結果通知書」を保護者宛に郵送します。

結果についての問い合わせには個別回答出来かねますのでご了承ください。

1 次選考結果発送時期：12 月中旬

2 次選考結果発送時期：1 月中旬

3 次選考結果発送時期：2 月下旬

(5) 1 次選考の結果、入園できなかった方で 2 次選考の申請を希望する方は、送付する文書に記載する電子申請フォーム（QR コードから接続）から手続きを行ってください。

- (6) 1次選考から3次選考までの利用調整の結果、保育施設の入園が決まっておらず、令和7年4月から施設を問わず利用を希望される方は個別に利用調整を行います。対象者には3次選考の結果通知と合わせて、個別利用調整の意向確認の案内を送付します。

※対象者は以下のすべてを満たす方です。

- ① 3次選考において空き枠のある3つの施設を希望したが全ての希望施設に入園できない。
- ② 1次選考および2次選考において内定辞退をしていない。

◆ 令和7年5月以降からの利用

年度途中（5～3月）入園における利用調整に関しては、現在見直しを行っています。
詳細が決定次第、市ホームページに掲載いたします。

※申請方法に変更はありません。

◆ きょうだい優先利用調整

2人以上のきょうだい同一保育施設に入園できるよう、優先的な利用調整を行っています。優先利用調整を希望する方は利用調整申請とは別に「きょうだい優先利用調整申請フォーム」から申請を行ってください。申請がなければ優先は適用されません。

以下のとおり注意事項がありますので、内容をご理解の上、申請をお願いします。

- ① 寝屋川市内の認可保育施設の利用調整において優先する制度です。
- ② すでにきょうだい全員が同一の保育施設に在籍している場合は適用外となります。
※同一の保育施設に在籍していたとしても、国松保育園・おひさま保育園・千成ヤクルトつばめ KIDS 保育園・待機児童保育施設を上の子が卒園する場合は適用可能です。
- ③ 転園含めきょうだい2人以上が同一の保育施設に入園可能な場合に適用されます。
- ④ きょうだいすでに1号認定で在籍している保育施設に、他の児童を2・3号認定で優先入園させたい場合、1号認定で在籍しているきょうだいの2・3号認定の入園申請も必要です。
※1号認定で在籍している児童が2・3号認定の入園申請を行う際は、念のため施設へ事前連絡するようにお願いいたします。
- ⑤ きょうだいすでに2・3号認定で在籍しているが、その施設以外をきょうだい優先で申請し入園が決定した場合、在籍施設は退園となり、きょうだい優先で入園決定した施設へ転園となります。決定後の辞退はできませんので希望施設の選択は慎重にお願いします。
- ⑥ きょうだい優先利用調整を希望する場合、希望する同一保育施設への入園可否に関わらず個別（きょうだいそれぞれ）での利用調整は行いません。

◆ 注意事項

内定後に再度保育の必要性を証明する書類を提出いただくことがあります。

利用開始日までに保育の必要な事由に変更があり、利用調整時の指数に満たなくなった場合、**内定取消**となることがあります。また、入園後に発覚した場合は**退園**となることがあります。

他市からの転入予定で申請した方は入園日までに必ず住民票を寝屋川市に異動してください。住民票の異動が確認できない場合、**内定取消**となることがあります。

利用調整時の指数に満たなくなり内定取消となりうる例

- ・ 育児休業を取得している職場に復職せず退職、求職活動を開始する
- ・ 育児休業を取得している職場に復職せず退職、自営業を開始する
- ・ 派遣労働等で育児休業を取得していたが、同条件以上の派遣先での復職ができない
- ・ 妊娠したので復職せずに育児休業を延長する

7. 待機児童保育施設について（愛称：クローバー）

年間を通じた待機児童の解消を目指すため、0歳児から2歳児までを対象とし、保育施設が利用可能となるまでの間、一時的に児童を受け入れる認可保育施設です。待機児童保育施設を希望として利用申請をすることはできません。

当施設は、利用申請の際、第3希望まで希望施設を記入したが、利用調整の結果、第3希望までの保育施設を利用することができないといった一定の条件を満たした児童が対象となります。

令和7年4月以降に入園された児童は待機児童保育施設に在籍している間、下記のとおり希望施設への優先調整が適用されますが、時期によって優先調整の方法が変わります。

優先適用となる利用調整	優先方法
待機児童保育施設への入園日 ～入園日が属する年度末までの利用調整	第3希望までのいずれかが空き次第その施設へ転園。 <u>※辞退不可（辞退した場合、待機児童保育施設退園）。</u>
4月の利用調整	30-31 ページの利用調整基準に基づき利用調整を行い、 1次選考で希望施設に入園できなかった場合は入園可能な施設を保育課から提案。 <u>※辞退不可（辞退した場合、待機児童保育施設退園）。</u>

8. 卒園後の優先転園について

おひさま保育園・千成ヤクルトつばめ KIDS 保育園・国松保育園・待機児童保育施設の4施設は5歳児クラスまでの保育がないため、令和7年4月以降に入園された児童について、下記のとおり卒園後の所属施設確保のための優先転園制度を設けています。

対象（下記保育施設の卒園児）	連携施設	優先方法
おひさま保育園	たちばな 明德	連携施設への入園に関して、利用調整基準に関わらず最優先での利用調整。連携施設の空き状況により入園できなかった場合、1次選考後に入園可能な施設を保育課から提案。
千成ヤクルトつばめ KIDS 保育園	たちばな こっこ	
国松保育園		30-31 ページの利用調整基準に基づき利用調整を行い、1次選考で希望施設に入園できなかった場合は入園可能な施設を保育課から提案。
待機児童保育施設		

9. 配慮が必要な児童について

寝屋川市では身体障害や発達の遅れ等があり、集団での保育に配慮が必要な児童のよりよい発達を促し、安全に保育するために担任とは別に保育士等を配置しています（31 ページの利用調整基準（世帯状況に応じた加点）にある「申請児童が障害児その他特別な支援を必要とするもので、関係機関から保育の必要性を認められている」は配慮が必要な児童が受ける加点です）。

該当する児童においては、適切な保育環境確保のため、内定となった場合でも保育所等の受入れ体制が整うまで入園をお待ちいただくことがあります。

※保育所等の受入れ体制により入園保留となった結果、辞退する場合は辞退減点の対象とはなりません。

10. 医療的ケアが必要な児童について

集団での保育において、医療的ケア（喀痰吸引や経管栄養その他の医療行為）が必要な児童については児童の状態や医療的ケアの内容確認等が必要なため、必ず申請する前に保育課へご相談ください。

該当する児童に対応する看護師等の配置が必要となる場合は、内定となった場合でも保育所等の受入れ体制が整うまで入園をお待ちいただくことがあります。

※保育所等の受入れ体制により入園保留となった結果、辞退する場合は辞退減点の対象とはなりません。

11. 広域利用（他市の保育施設利用）について

寝屋川市在住の方が他市区町村の認可保育施設を利用したい場合や、他市区町村在住の方が寝屋川市の認可保育施設を利用したい場合は、「広域利用」の制度があります。「広域利用」は原則年度単位での利用となるため、就学前まで通園できる制度ではありません。年度ごとの申請が必要となります。

●寝屋川市在住の方が他市区町村の認可保育施設を利用したい場合

申請：寝屋川市で行ってください（電子申請）。

利用調整：希望施設が所在する市区町村が行います

※ロゴフォーム電子申請の「広域利用申請フォーム」で手続きをしてください。申請先 QR コードおよびリンクは 29 ページに掲載しています。

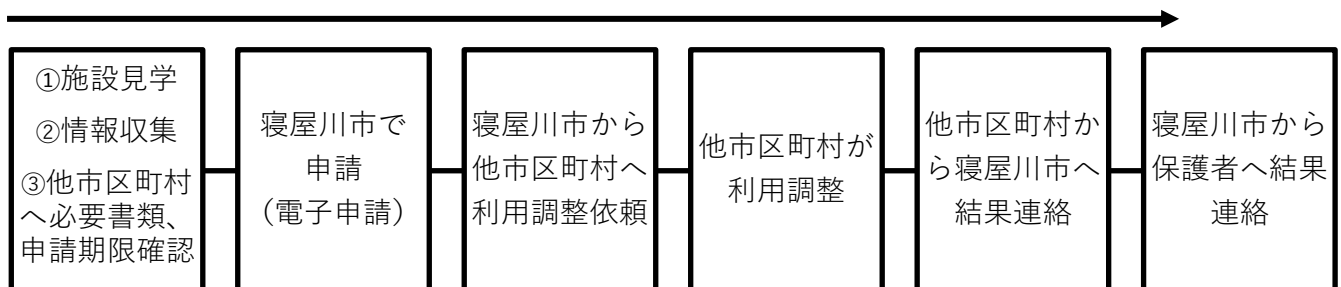
※寝屋川市認可保育施設の利用申請を行っていても、広域利用を申請する場合は別途申請が必要です。

※複数の施設を希望し、それぞれが異なる市区町村に所在する場合でも同時申請であれば「広域利用申請フォーム」での申請は 1 回のみで対応可能です。

※申請に必要な書類、申請期限は必ず希望施設が所在する市区町村に確認してください。

※確認した**申請期限の 2 週間前までに**申請を完了してください。

（申請から結果までのイメージ）



●他市区町村在住の方が寝屋川市の認可保育施設を利用したい場合

申請：お住まいの市区町村で行ってください

利用調整：寝屋川市が行います

※申請に必要な書類について、お住まいの市区町村の様式を使用いただいて構いません。

※申請期間は 6 ページに記載のとおりです。

12. 認可保育施設への入園決定後の流れについて

利用調整の結果、認可保育施設への入園が決定した場合、寝屋川市保育課から入園予定施設へ保護者連絡先、家庭状況、こどもの発達・健康状態などの情報を提供します。

入園予定施設から保護者の方へ入園に向けての手続き等の連絡が入りますので、連絡があるまでお待ちください。

◆ ならし保育

保育施設によってはならし保育を実施しています。入園日前からならし保育はできません。（入園日＝ならし保育開始日）。ならし保育の実施の有無や期間については、あらかじめ各施設案内をご確認いただくか、各保育施設に直接お問い合わせください。

※ならし保育の期間は入園日から最大1か月（28～31日間）です。育児休業から復帰される方、就労が内定している方は、ならし保育終了後すぐに就労を開始するようにしてください。最長でも入園日から1か月以内の復職が確認できない場合、内定取消または退園となることがあります。

13. 保育の必要性の認定、必要量について

◆ 保育の必要性の認定

保育の必要性が認められる場合、対象となる児童年齢と保護者の状況等により、区分別に認定証を交付します。**3号認定の児童は、満3歳の誕生日を迎えるときに市から2号認定証を交付します。**

支給認定区分		最長認定期間
2号認定	児童が満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育施設で保育を希望する場合	小学校就学前まで
3号認定	児童が満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育施設で保育を希望する場合	満3歳の誕生日の前々日まで

◆ 保育の必要量

保育の必要性の認定と同時に保育の必要量の認定も行います。保育の必要量は次の2種類です。

※実際に児童を預けることができるのは、保育要件が適用される時間帯です（就労の場合、通勤時間と就労時間の時間帯）。

保育の必要量区分	利用可能時間	対象
保育標準時間	1日最大11時間	1か月当たり120時間以上（休憩時間含む）の就労・就学認定を受けている方、その他の認定で市が認める場合
保育短時間	1日最大8時間	1か月当たり120時間未満（休憩時間含む）の就労・就学認定を受けている方、求職活動、育児休業の認定を受けている方など

◆ 保育の必要量の例外

以下の場合には「保育標準時間」認定となります。

- (1) 1か月の就労時間が120時間未満であっても、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としており、短時間認定が適当でないと市が認める場合。
- (2) 1日の就労時間は8時間未満だが、勤務時間帯の関係から常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて保育施設を利用せざるを得ないと市が認める場合。
- (3) シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間がまちまちであって、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上あり、保育短時間認定を行うことが適当でないと市が認める場合。

◆ 保育の必要性の認定・必要量の変更

支給認定証の交付後に支給認定証に記載している内容（児童及び保護者の住所または氏名、支給認定事由、保育の必要量等）に変更が生じた場合は、速やかにロゴフォーム電子申請の「各種変更フォーム」から申請をしてください。申請先 QR コードおよびリンクは 29 ページに掲載しています。

保護者の就労状況等の変更により保育の認定・必要量が変わる場合、当該事由が発生した日までに申請が完了していれば当該事由発生日から保育の認定・必要量を変更します。保育の認定・必要量の変更に伴い保育料が変わる場合、翌月（月初日の場合はその月）から変更になります。支給認定証は必ず保管しておいてください。

保育の認定・必要量はさかのぼって変更することはできません。また、保育の必要な事由を証明する書類がなければ変更はできません。申請が遅れた場合は保育料の変更が遅れたり、延長保育料等を支払っていただく可能性があります。

● 保育の認定・必要量の変更例

（ケース 1）

求職活動中だが6月3日から月140時間の仕事をする事になり、6月2日に「各種変更フォーム」で申請した。保育園に通っているのは第1子で保育料階層はC21である。

 6月2日まで：求職活動認定、保育短時間、6月の保育料まで 61,500 円
6月3日から：就労認定、保育標準時間、7月の保育料から 62,600 円

（ケース 2）

求職活動の認定を受けていたが、6月3日から月140時間の仕事を開始しており、7月2日に「各種変更フォーム」で申請した。保育園に通っているのは第1子で保育料階層はC21である。

 7月1日まで：求職活動認定、保育短時間、7月の保育料まで 61,500 円
7月2日から：就労認定、保育標準時間、8月の保育料から 62,600 円

14. 保育料の算定について

◆ 保育料

0～2才児クラス

原則保護者（父と母）の市町村民税額によって決まります。令和元年10月から開始となった幼児教育・保育の無償化により、市町村民税非課税世帯の保育料は0円となります。また、令和5年10月から開始となった第2子以降の保育料無償化（寝屋川市独自施策）により、同一世帯で第2子以降の児童の保育料は0円となります。

※幼児教育・保育の無償化による市町村民税非課税世帯の保育料無償化および第2子以降の保育料無償化は保護者（父と母）の市町村民税額が不明である場合、**適用されません**。必要な手続きは14ページ「◆保育料算定における手続き」をご参照ください。

※第2子以降の保育料無償化は認可保育施設の保育料のみ対象です。

3～5才児クラス

令和元年10月から開始となった幼児教育・保育の無償化により、保育料は0円となります。

◆ 保育料の算定

(1) 保護者（父と母）の市町村民税額によって決まります。4月分～8月分の保育料は前年度市町村民税額、9月分～3月分の保育料は現年度市町村民税額で算定します。

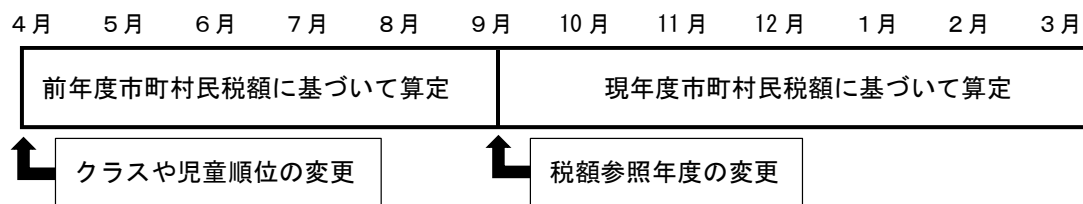
※保護者（父と母）の市町村民税額が不明である場合、**最大額での保育料設定となります**。

また、第2子以降の保育料無償化が適用外となります。

必要な手続きは次項「◆保育料算定における手続き」を参照ください。

※保護者収入が**共に103万円未満**で祖父母同居の場合、**同居祖父母の市町村民税額で算定**します。

※住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金控除等、対象にならない控除があります。



(3) 月の途中で入園または退園したときの保育料は、日割り計算になる場合があります。

(4) 保育料決定後、税調査等により税額の変更が確認された場合は、**さかのぼって保育料が変更**になることがあります。

◆ 保育料算定における手続き

配偶者の扶養に入っている場合でも、保育料算定のために確定申告または市・府民税申告は必要です。勤務先で源泉徴収されている方で、ほかに所得がない方は申告不要です。

転入してきた、または単身赴任で保護者のどちらかが他市に住んでいる等の理由で保育料算定にかかる市町村民税の課税状況が寝屋川市で確認できない場合、市町村民税（非）課税証明書（写し可）の提出を依頼することがあります。なお、市町村民税（非）課税証明書は、1月1日時点の住所地の市町村で発行されます。

保育課から依頼があり、市・府民税申告または市町村民税（非）課税証明書を取得した場合は速やかに「各種変更フォーム」にて申請を行ってください。申請先 QR コードおよびリンクは 29 ページに掲載しています。

※保護者の収入が共に 103 万円未満で祖父母が同居している場合、同居祖父母の市・府民税申告または市町村民税（非）課税証明書も必要になることがあります。

◆ 保育料の変更

(1) 世帯構成等の変更

結婚、離婚、死別、転居などにより保育料等が変更になることがありますので、ロゴフォーム電子申請の「各種変更フォーム」から変更申請を行ってください。申請先 QR コードおよびリンクは 29 ページに掲載しています。

(2) 税額変更

保育料決定後に確定申告（更正・修正申告等含む）を行った場合、保育料が変更になることがありますので、税額が変更になったことが分かる書類（申告書の写し等）をご準備いただいたうえでロゴフォーム電子申請の「各種変更フォーム」から変更申請を行ってください。申請先 QR コードおよびリンクは 29 ページに掲載しています。

※原則さかのぼって保育料の還付は行いません。申請内容が確認できた月以降で保育料を変更します。

15. 保育料の減免・還付について

◆ 保育料の減免

次の場合、保育料の減免を受けられる可能性があります。詳細は寝屋川市保育課までお問い合わせください。

- (1) 主たる所得者が疾病、倒産または解雇等のため、世帯の所得が著しく減少したとき。
- (2) 婚姻、離婚、配偶者と死別した場合で、扶養親族が増えたとき。

◆ 保育料の還付

児童が病気・負傷のため、連続して15日以上（土日祝日を含む。）欠席した場合は半月分、連続して30日以上欠席した場合は1か月分の保育料を還付請求することができます。

還付請求には、医師の診断書を必要とする場合があります。

寝屋川市立保育所・寝屋川市立認定こども園（保育所部分）・私立保育所を利用中の場合

→施設にある還付請求書を記入し、施設で証明を受け、施設または保育課に提出してください。

私立認定こども園（保育所部分）または事業所内保育事業所を利用中の場合

→利用している施設へ還付請求をしてください。

16. 保育料の支払いについて

◆ 保育料の納入方法

寝屋川市立保育所・寝屋川市立認定こども園・私立保育所を利用する場合

- (1) 保育料は市に支払います。
- (2) 納付は、金融機関等（ゆうちょ銀行含む）での口座振替（自動払込）をご利用ください。
申込用紙は保育課、保育施設にあります。口座振替の手続きをされていない方には納付書をお送りしますので、納入期限までに納付書に記載の取扱金融機関等窓口で納付してください。
- (3) 口座振替日及び保育料の納入期限は毎月末日（土日祝日の場合は翌営業日）です。口座振替（自動払込）をご利用の方は、納入期限の前日までに口座にご入金をお願いします。納付書をご利用の方は必ず納入期限までに納付してください。

私立認定こども園（保育所部分）または事業所内保育事業所（地域枠）を利用する場合

保護者と施設の直接契約になるため、保育料は施設に直接支払ってください。

◆ 保育料の滞納

保育料の滞納者に対し、勤務先等への調査実施後に財産（給与・口座預貯金等）の差押を実施しています。

【令和5年2月末日までの財産調査・差押件数】

(1) 財産調査

勤務先調査 284 件 口座預貯金調査 9,037 件 生命保険調査 6,221 件
不動産登記簿謄本取得 78 件 他市町村への調査 151 件 不動産賃貸借照会 18 件
その他 133 件

(2) 差押

給与差押 24 件 口座預貯金差押 169 件 生命保険差押 186 件 不動産差押 2 件
不動産参加差押 7 件 株式差押 1 件 投資信託差押 1 件 金等積立差押 1 件 その他 7 件

17. 給食費について

給食費は主食費（ごはんやパンなどの主食にかかる費用）と副食費（肉や魚などのおかず等にかかる費用）に分かれます。

● 0～2才児クラス

給食費は保育料に含まれています。

● 3～5才児クラス

主食費→実費負担で主食提供を行っている施設と、主食持参の施設があります。
副食費→実費負担です。

※年収 360 万円未満相当世帯（32 ページの階層 A～C5、C1a～C8a）の児童と、就学前児童から数えて第3子以降の児童については、副食費が免除されます。

寝屋川市立保育所・寝屋川市立認定こども園を利用する場合は寝屋川市が、それ以外の保育施設を利用する場合は利用施設が徴収します。副食費の免除決定後、税調査等により税額の変更が確認された場合は、さかのぼって副食費を負担していただくことがあります。

18. 延長保育について

認定区分に応じた保育時間を超えて利用する場合は延長保育となり、原則延長保育料が必要です。

※延長保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象外です。

※延長保育料がかかる時間帯、料金等については、保育施設に直接お問い合わせください。

19. 保育施設の利用継続について

次年度も継続して保育施設の利用を希望する場合は、毎年度「保育施設継続利用調査」へ回答いただき、「保育の必要性を証明する書類」を提出していただきます。提出時期等については、毎年秋頃にお知らせします。

※継続利用に必要な回答と書類の提出がない場合は、継続利用ができません。

20. 保育施設の変更（転園）について

転園ができるのは 4月1日のみ、年度途中の転園はできません。育児休業を取得されている方は5月1日までに復職できる場合のみ申請が可能です。転園を希望する場合は転園申請が必要です。申請方法や時期については、毎年秋頃にお知らせします。**転園希望施設に内定した場合、その内定を辞退し元の施設に戻ることはできません。**

きょうだい優先利用調整を希望する場合は「きょうだい優先利用調整申請フォーム」の申請も行ってください。同一の保育施設に在籍しているきょうだいのみが揃って転園希望する場合はきょうだい優先利用調整適用外です。

※同一の保育施設に在籍していたとしても、国松保育園・おひさま保育園・千成ヤクルトつばめ KIDS 保育園・待機児童保育施設を上の子が卒園する場合は適用可能です。

21. 利用している保育施設の退園

保育施設へ連絡し、「退園・申請取下・内定辞退フォーム」から退園手続きを行ってください。

月の途中で退所・退園したときの保育料は、日割りとなる場合があります。

※手続き後の取消はできません。

退園の手続きをしていなくても、次の場合は退園となります

- (1) 保護者の退職などにより、保育を必要とする事由がなくなった場合
- (2) 市外に転出したとき

※その他、長期欠席等の場合は退園となる可能性があります。

1. 認定の種類について

認可保育施設（保育所、認定こども園の保育所部分、事業所内保育事業所の地域枠）以外の施設利用については保護者と施設との間で契約を結んでいただくことになります。寝屋川市外の施設でも利用いただけます。入園までのスケジュールや利用にあたってのルール等は施設に直接お問い合わせください。

利用が決まった場合、利用開始日までに寝屋川市で**必ず受ける必要がある認定**と**必要に応じて申請をする認定**があります。

利用決定施設	受ける必要がある認定	必要に応じて申請をする認定
事業所内保育事業所（従業員枠）	2・3号	なし
企業主導型保育施設	なし	2・3号
認可外保育施設	なし	新2・3号
認定こども園の幼稚園部分（寝屋川市立）	1号	なし
認定こども園の幼稚園部分（私立）	1号	新2・3号
新制度幼稚園（寝屋川市立）	1号	なし
新制度幼稚園（私立）	1号	新2・3号
私学助成幼稚園	新1号または新2・3号	なし

次ページから下記順で説明を掲載していますので、認定申請する内容を確認してから申請手続きを行ってください。

2・3号認定について

↓

1号認定について

↓

新1号認定について

↓

新2・3号認定について

2. 2・3号認定について

保護者（父および母）が下表の「保育の必要な事由」のいずれかに該当する場合、2・3号認定を受けることができます。保育の必要な事由を証明する書類をご準備いただき、「認定申請フォーム」から認定申請を行ってください。申請先 QR コードおよびリンクは 29 ページに掲載しています。保育の必要性が消滅または寝屋川市外に転出した場合は認定取消となります。

保育の必要な事由

事由名	事由詳細	認定有効期間
就労	月 64 時間以上就労している（休憩時間除く）	雇用期間終了まで
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後、間がない場合	出産予定日の 8 週間前から 8 週間後の日が属する月の月末まで
疾病・障害	疾病・負傷・障害がある	診断書や障害者手帳等の期限まで
介護・看護	<u>同居の親族を常時介護または看護している</u>	診断書や障害者手帳等の期限まで
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧にあたっている	市が必要と認める期間
求職活動	求職活動を継続的に行っている	認定開始日から 90 日目の属する月の月末まで
就学	月 64 時間以上就学している（休憩時間除く）	卒業・修了予定日の属する月の月末まで
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	市が必要と認める期間
育児休業	<u>すでに保育施設を利用しているこどもについて、当該こども以外の育児休業を取得する際に、継続利用が必要であると認められる場合</u>	育児休業に係るこどもが 2 歳になった最初の 3 月 31 日まで
その他	その他上記に類する状態として、市が認める事由に該当する	市が必要と認める期間

◆ 保育の必要な事由を証明する書類

市指定様式については下記 4 か所から取得いただけます。

- (1) 保育課（池田西町 28 番 22 号 保健福祉センター 2 階）
- (2) 認可保育施設
- (3) おやこほっとステーション（初町 19 番 1 号）
- (4) 市ホームページ（ダウンロード）

事由名	必要書類	指定様式
就労	就労証明書（発行から3か月以内のもの）	あり
就労（内職）	就労証明書（発行から3か月以内のもの）	あり
	月額2万円以上の給料明細（認定申請日が属する年度内で1か月分）の写し	なし
妊娠・出産	出産予定のこどもの母子健康手帳（1・4ページ目）の写し	なし
疾病・障害	医師の診断書（発行から3か月以内のもの）または障害者手帳の写し	なし
介護・看護	医師の診断書（発行から3か月以内のもの）、障害者手帳の写し、療育施設の在園証明書のいずれか	なし
災害復旧	罹災証明書	なし
求職活動	求職活動状況申立書	あり
	求職活動を行っていることがわかる書類	なし
就学	在学証明書とカリキュラム	なし

◆ 保育の必要性の認定

保育の必要性が認められる場合、児童年齢と保護者の状況等により区分別に認定証を交付します。

支給認定区分		最長認定期間
2号認定	児童が満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育施設で保育を希望する場合	小学校就学前まで
3号認定	児童が満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育施設で保育を希望する場合	満3歳の誕生日の前々日まで

◆ 保育の必要量

保育の認定を行う際、同時に保育の必要量の認定も行います。保育の必要量は次の2種類です。

保育の必要量区分	対象
保育標準時間	1か月当たり120時間以上（休憩時間含む）の就労・就学認定を受けている方、その他の認定で市が認める場合
保育短時間	1か月当たり120時間未満（休憩時間含む）の就労・就学認定を受けている方、求職活動、育児休業の認定を受けている方など

◆ 保育の必要量の例外

以下の場合には「保育標準時間」認定となります。

- (1) 1か月の就労時間が120時間未満であっても、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としており、短時間認定が適当でないと市が認める場合
- (2) 1日の就労時間は8時間未満だが、勤務時間帯の関係から常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて保育施設を利用せざるを得ないと市が認める場合

- (3) シフト制の勤務体系などにより、1 か月の中で保育を利用する時間がまちまちであって、主として勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8 時間以上あり、保育短時間認定を行うことが適当でないと市が認める場合

◆ 保育の必要性の認定・必要量の変更

支給認定証の交付後に支給認定証に記載している内容（児童及び保護者の住所または氏名、支給認定事由、保育の必要量等）に変更が生じた場合は、速やかにロゴフォーム電子申請の「各種変更フォーム」で手続きをしてください。申請先 QR コードおよびリンクは 29 ページに掲載しています。

保護者の就労状況等の変更により保育の認定・必要量が変更となる場合、当該事由が発生した日までに申請が出ていれば当該事由発生日から保育の認定・必要量を変更します。支給認定証は必ず保管しておいてください。

※保育の認定・必要量はさかのぼって変更することはできません。また、保育の必要な事由を証明する書類がなければ変更はできません。

3. 1号認定について

保護者（父および母）が就労などの「保育の必要な事由」のいずれにも該当せず、認定こども園の幼稚園枠や新制度幼稚園に通うにあたって受ける必要のある認定です。入園が決定すれば入園日までに「認定申請フォーム」から認定申請を行ってください。申請先 QR コードおよびリンクは 29 ページに掲載しています。

新制度幼稚園とは平成 27 年 4 月に始まった子ども・子育て支援新制度によって整備された幼稚園です。寝屋川市の新制度幼稚園は寝屋川市立幼稚園の 2 施設（北幼稚園、啓明幼稚園）のみです。

預かり保育を利用される方は「5. 新 2・3 号認定について」もご確認ください。

※寝屋川市立幼稚園、寝屋川市立認定こども園（幼稚園部分）は預かり保育を実施していません。

4. 新 1 号認定について

保護者（父および母）が就労などの「保育の必要な事由」のいずれにも該当せず、私学助成幼稚園に通うにあたって受ける認定です。入園が決定すれば入園日までに「認定申請フォーム」から認定申請を行ってください。申請先 QR コードおよびリンクは 29 ページに掲載しています。

私学助成幼稚園とは平成 27 年 4 月に始まった子ども・子育て支援新制度によって移行しなかった従来の幼稚園です。寝屋川市の私学助成幼稚園は 4 施設（太秦幼稚園、成田幼稚園、寝屋川幼稚園、恵愛幼稚園）のみです。

預かり保育を利用される方は次の「新 2・3 号認定について」もご確認ください。

※新 2・3 号認定を受ける場合、新 1 号認定の申請は不要です。

5. 新2・3号認定について

寝屋川市に届出を行い、国が定める基準を満たす施設（認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり、病児保育、ファミサポ、認定こども園の幼稚園部分と私学助成幼稚園、新制度幼稚園の預かり保育）を利用される方が利用料の無償化（上限あり）の対象となるために申請する認定です。

※寝屋川市立幼稚園、寝屋川市立認定こども園（幼稚園部分）は預かり保育を実施していません。

保護者（父および母）が19ページに記載の「保育の必要な事由」のいずれかに該当し、2・3号認定を受けていない場合、新2・3認定を受けることができます（**新3号認定は市町村民税非課税世帯のみ**）。19-20ページに記載の保育の必要な事由を証明する書類をご準備いただき、ロゴフォーム電子申請の「認定申請フォーム」から申請を行ってください。申請先QRコードおよびリンクは29ページに掲載しています。**さかのぼって認定することはできません。申請完了日が最短認定開始日となります。**また、保育の必要性が消滅または寝屋川市外に転出した場合は認定取消となります。

新2・3号認定を受け、補助を受けるためには「施設等利用費請求書（償還払い用）」に必要事項を記載のうえ、施設が発行する領収書等を添付し寝屋川市への申請が必要です（施設によって手続き方法が異なる場合があります）。

◆ 無償化の金額について（クラス年齢は当該年度の4月1日の年齢によります。）

	新3号認定（0～2歳児クラス） ※市町村民税非課税世帯のみ	新2号認定（3～5歳児クラス）
認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり、病児保育、ファミサポ	上限 42,000 円/月	上限 37,000 円/月
認定こども園の幼稚園部分と私学助成幼稚園、新制度幼稚園の預かり保育	上限 16,300 円/月 ※算定方法は下記参照	上限 11,300 円/月 ※算定方法は下記参照

◆ 認定こども園の幼稚園部分と私学助成幼稚園、新制度幼稚園の預かり保育無償化金額算定方法

次のアとイを比較して低い方の金額が補助されます。

ア：預かり保育利用料として施設に支払った金額
イ：利用日数×450円（日額単価）として算出した金額
（ケース1）
6月に預かり保育利用料として月額10,000円を支払い、21日間預かり保育を利用した。
ア：10,000円
イ：21日×450円＝9,450円
⇒6月の預かり保育の無償化金額は 9,450円 となる

(ケース 2)

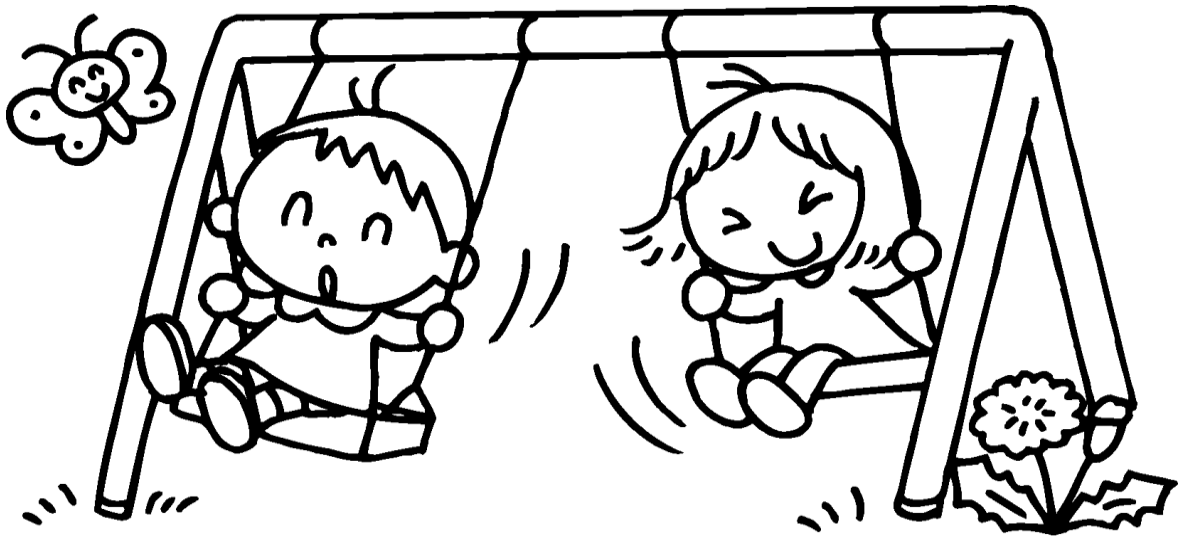
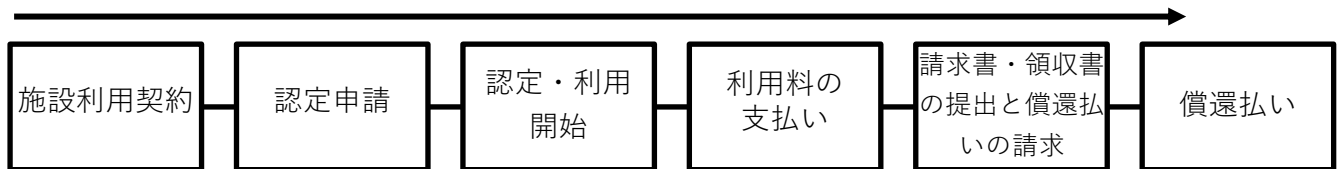
6 月に預かり保育利用料として日額 400 円で 19 日利用し、7,600 円を施設に支払った。

ア：7,600 円

イ： $19 \text{ 日} \times 450 \text{ 円} = \underline{8,550 \text{ 円}}$

⇒ 6 月の預かり保育の無償化金額は **7,600 円**となる

◆ 無償化手続きの流れ



《その他》

1. 一時保育について

就学前の児童がいる家庭で、保護者の傷病・出産・冠婚葬祭・リフレッシュ等の理由で一時的に保育ができない場合に利用できます。

※日曜、祝日、その他施設の行事のため利用できない日があります。

(1) 実施施設

	実施施設	住 所	電話番号	保育時間
①	本町こども園	本町 13-3	072-823-1212	月～金の午前9時～午後5時 ※土曜日の保育については各施設にお問い合わせください
②	寝屋川めぐみ園	緑町 13-20	072-833-0020	
③	ゆりかごこども園	点野 4-1-32	072-827-5555	
④	神田保育園	上神田 1-26-27	072-838-0234	
⑤	打上保育園	梅が丘 1-5-35	072-821-1129	
⑥	あやめ保育園	萱島南町 12-3	072-822-1318	
⑦	大阪聖母保育園	東香里園町 9-6	072-802-5610	
⑧	エールこども園	池田 1-20-15	072-828-5733	
⑨	RELATTO（リラット）	錦町 8-13	072-800-3864	月～金の午前9時～午後5時

(2) 申込方法

詳細は実施施設に直接お問い合わせください。

(3) 利用料金

年齢は、当該年度の4月1日現在の年齢によります。

【①本町こども園～⑧エールこども園】

年齢	1 日	半 日
3歳児未満	3,000 円	2,000 円
3歳児以上	2,000 円	1,300 円

【⑨RELATTO（リラット）】

年齢	1 時間
3歳児未満	500 円
3歳児以上	400 円

※1か月最大36時間を上限とし、1日の最大利用時間は6時間です。

2. 休日保育について

保育の必要性の認定を受けている児童がいる家庭で、休日・祝日に保護者が就労等の理由で、児童の保育が常態的に困難なときに利用できます。

※原則、認可保育施設に在籍している児童（1号認定で認定こども園を利用している児童を除く。）が対象となります。

(1) 保育時間

実施施設に直接お問い合わせください。

(2) 申込方法

「休日保育事業利用登録申請書」と「子ども・子育て支援法支給認定証（写し）」を実施施設に提出し、利用登録をお願いします。「休日保育事業利用登録申請書」の用紙は実施施設にあります。

※詳細は実施施設にお問い合わせください。

※利用登録は、利用希望日の1週間前まで可能ですが、利用人数に制限があるため、ご利用できない場合があります。

※申込みは、利用月の前月の1日（1日が日曜日の場合は翌2日）午後1時から受付できます。

※度重なるキャンセルがありますと、ご利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。

(3) 利用料金

無料

※保育短時間認定の児童については、利用される時間によって、延長保育料がかかることがあります。延長保育時間については、実施施設に直接お問い合わせください。

(4) 実施施設

実施施設	住 所	電話番号
ゆりかごこども園	点野 4-1-32	072-827-5555
きんもくせい保育園	木屋町 6-3	072-833-1717

3. 病児保育施設について

児童が病気で保育施設に登園できない時や、保護者の就労等の都合で、家庭で保育が困難な場合に児童をお預かりします。利用については、施設に直接お問い合わせください。

※利用初日は早朝の延長保育はご利用できません。

※利用料金のほか、受診料等が必要です。

※生活保護世帯または市町村民税非課税世帯の方は利用料金の減免制度があります。

● 病児保育みなみ（寝屋川南病院ケアセンター）

住所：長栄寺町 6-38

電話番号：072-828-4150

(1) 保育時間

基 本：月曜日～金曜日の午前 8 時～午後 6 時

土曜日の午前 8 時～午後 0 時 30 分（要予約）

※日曜日、祝日、12 月 31 日～1 月 3 日は除く

延長保育：午前 7 時 30 分～午前 8 時と午後 6 時～午後 6 時 30 分

※土曜日は延長保育の実施はありません。

(2) 利用料金

市内在住の方	月曜日～金曜日	1 日 2,000 円（税込）
	土曜日	1 日 1,000 円（税込）
	延長保育	午前・午後各 500 円
市外在住の方	月曜日～金曜日	1 日 6,000 円（税込）
	土曜日	1 日 3,000 円（税込）

● 病児保育所つくし（小松病院併設）

住所：川勝町 9-1

電話番号：072-823-1621

(1) 保育時間

基 本：月曜日～金曜日の午前 8 時～午後 6 時、土曜日の午前 8 時～午後 2 時

※日曜日、祝日、12 月 30 日～1 月 3 日は除く

延長保育：午後 6 時～午後 6 時 30 分

(2) 利用料金

市内在住の方：1 日 2,000 円（税込）

市外在住の方：1 日 6,000 円（税込）

延長保育：500 円

※市内在住の方優先です。

4. 保育コンシェルジュについて

子どもの保育を希望する保護者からの相談に応じ、保育施設や保育サービスに関する情報提供等を行う専門の職員（保育コンシェルジュ）を配置しています。

◆ 保育コンシェルジュに相談できること

- ・ 保育園と幼稚園は何が違うの？
- ・ 保育園の利用申込みについて詳しく聞きたい
- ・ 保育園に子どもを預けると、お金はどれくらいかかる？
- ・ 希望の保育園に入れないとき、代わりに子どもを預けられるところはある？
- ・ 仕事以外の理由で子どもを見てもらうことはできる？

など、子どもの保育に関することなら、なんでも相談できます。相談には保育課に直接お越しください。電話でも相談できます。

※予約は不要ですが、混雑状況などにより保育コンシェルジュが相談を受けられない場合があります。



《各種申請先》

1. ログフォーム電子申請（QRコードまたはURLから進むことができます）

◆ 令和7年4月の利用に関する申請先

①認可保育施設の利用調整 兼 2・3号認定申請（令和7年4月 1次選考）

URL：<https://logoform.jp/form/Qe3c/senkou1>



②認可保育施設の利用調整 兼 2・3号認定申請（令和7年4月 2次選考）

URL： 準備中

③認可保育施設の利用調整 兼 2・3号認定申請（令和7年4月 3次選考）

URL： 準備中

④きょうだい優先利用調整申請（令和7年4月 1次選考）

URL：<https://logoform.jp/form/Qe3c/kyoudaiyuusen>



⑤きょうだい優先利用調整申請（令和7年4月 2次選考）

URL： 準備中

⑥きょうだい優先利用調整申請（令和7年4月 3次選考）

URL： 準備中

◆ 令和7年度 年度途中（5月～3月）の利用に関する申請先

①認可保育施設の利用調整 兼 2・3号認定申請	
URL :	準備中
②きょうだい優先利用調整申請	
URL :	準備中

◆ その他申請先

①認定申請フォーム（1号認定等の認定を受ける方はこちら）	
URL : https://logoform.jp/form/Qe3c/nintei	
②各種変更フォーム（認定内容や申請内容の変更がある方はこちら）	
URL : https://logoform.jp/form/Qe3c/henkou	
③退園・申請取下・内定辞退フォーム（退園等の手続きを行う方はこちら）	
URL : https://logoform.jp/form/Qe3c/taien.torisage.jitai	
④通知発行申請フォーム（利用調整結果通知書等の通知発行を希望する方はこちら）	
URL : https://logoform.jp/form/Qe3c/hakkou	
⑤広域利用申請フォーム（他市の保育施設利用を希望する方はこちら）	
URL : https://logoform.jp/form/Qe3c/kouiki	

利用調整基準（区分）

詳細	区分
【市内保育士優先利用調整】 保護者が保育士の資格又は保育士に準ずる資格（国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域限定保育士）を有しており、寝屋川市の区域内に所在する保育所等において、常勤又は常勤に準ずる者として月140時間（休憩時間含む）以上就労している又は就労することが内定している場合	I
【きょうだい優先利用調整A】 申請児童のきょうだいが（入園希望日時点において）2・3号認定で利用している保育所等を希望する場合	II
【きょうだい優先利用調整B】 申請児童のきょうだいが（入園希望日時点において）2・3号認定で希望施設を利用しておらず、2人以上のきょうだいが同時に同一保育所等を希望する場合	III
【通常利用調整】 区分Ⅰ～Ⅲに該当しない場合	IV

利用調整基準（基礎指数）

保育要件		詳細				基礎指数
		就労（学）時間	指数A	通勤（学）時間	指数B	
就労	・外勤 ・自営業中心者 （開業届あり）	月180時間以上の就労	7	1時間30分以上の通勤時間	1.5	A+Bの 合計点
		月140時間以上180時間未満の就労	6.5	1時間以上の通勤時間	1	
		月100時間以上140時間未満の就労	6			
		月64時間以上100時間未満の就労	5.5	30分以上の通勤時間	0.5	
	・自営業中心者 （開業届なし） ・自営業協力者 ・内職	月64時間以上の就労	5.5	1時間30分以上の通勤時間	1.5	A+Bの 合計点
				1時間以上の通勤時間	1	
				30分以上の通勤時間	0.5	
就学・職業訓練		月140時間以上の就学	6.5	1時間30分以上の通学時間	1	A+Bの 合計点
		月100時間以上140時間未満の就学	6			
		月64時間以上100時間未満の就学	5.5	1時間以上の通学時間	0.5	
疾病・負傷	常時病臥	現に常時病床に伏しており、今後もその状態が継続すると医師の診断により証明されている者				7
	入院	1か月以上入院している、またはすることが医師の診断により証明されている者				6.5
	一般療養	療養のため家庭保育が困難であることを医師の診断により証明されている者				6
障害	重度	身体障害者手帳1または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をもつ者 身体障害者手帳3～6級および療育手帳B1以上をもつ者 特定医療費（指定難病）受給者証および障害年金1級・特別児童扶養手当1級をもつ者 要介護認定3～5を受けている者				7
	中度	身体障害者手帳3級、療育手帳B1またはB2、精神障害者保健福祉手帳2級を取得している者 要介護認定1または2を受けている者、障害年金2級の受給資格をもつ者				6.5
	軽度	中度・重度にあたらない障害をもつ者				6
介護・看護	重度	<u>同居の被介護・看護者が下記の状態であるもの</u> 身体障害者手帳1または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をもつ者 身体障害者手帳3～6級および療育手帳B1以上をもつ者 特定医療費（指定難病）受給者証および障害年金1級・特別児童扶養手当1級をもつ者 要介護認定3～5を受けている者				6.5
	中度	<u>同居の被介護・看護者が下記の状態であるもの</u> 身体障害者手帳3級、療育手帳B1またはB2、精神障害者保健福祉手帳2級を取得している者 要介護認定1または2を受けている者、障害年金2級の受給資格をもつ者				6
	軽度	<u>同居の被介護・看護者が下記の状態であるもの</u> 中度・重度にあたらない障害をもつ者				5.5
妊娠・出産		妊娠中又は出産後間がない者（産前8週から産後8週の日が属する月末まで）				5
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている者				5
求職活動		求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている者				5
虐待等		虐待を行っている又は再び行うおそれがある者				5

利用調整基準（世帯状況に応じた加点）

詳細	加点
虐待を行っているまたは再び行う恐れがある	15
震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている	15
ひとり親世帯である（児童扶養手当またはひとり親家庭医療費助成制度の認定を受けている方）	8
世帯に妊産婦がいる	3.5
父母以外が養育している	2
65歳以下の保育可能な同居祖父母がいない（65歳以下の同居祖父母がいる場合、保育の必要な事由を証明する書類提出が必要）	2
申請児童が障害児その他特別な支援を必要とするもので、関係機関から保育の必要性を認められている	2
世帯に重度・中度認定の障害者がある（上記「申請児童が障害児その他特別な支援を必要とするもの」の加点を受けるもの除く）	0.5
申請児童の中に多胎児がいる	0.5
単身赴任中の保護者がいる	0.5
保育要件の喪失その他の理由により内定取消または退園となったとき （内定取消の場合、利用希望開始日が属する年度末まで有効。退園の場合、退園日が属する年度末まで有効）	-1※
入所内定を辞退したとき（利用希望開始日が属する年度末まで有効） （9ページ記載の「配慮が必要な児童」が保育所等の体制により入園保留となった結果、辞退する場合は除く）	-2※

※減点の有効期間内は保育士優先利用調整、きょうだい優先利用調整は無効となります。

利用調整基準（最終調整）

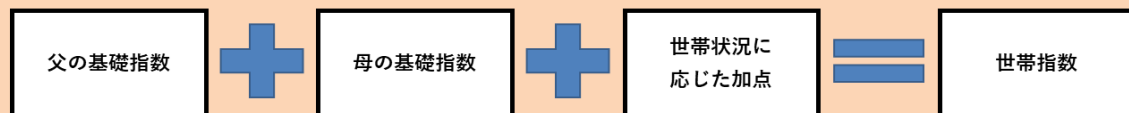
詳細	調整順
保護者のうち基礎点数が低い方を比較し、基礎点数が高い世帯	↓
保護者のうち保育要件の優先度が高い方を比較し、優先度が高い世帯 保育要件の優先度：虐待→災害復旧→妊娠・出産→障害→介護→看護→疾病→障害→就労→就学→求職活動	↓
小学校就学前児童が多い世帯	↓
申請児童からみて小学校6年生以下のきょうだいが多い世帯	↓
保護者ひとりあたりのひと月の就労または就学日数が多い世帯	↓
保護者ひとりあたりのひと月の就労または就学時間が長い世帯	↓
保護者ひとりあたりのひと月の通勤または通学時間（片道）が長い世帯	↓
抽選	↓

【利用調整方法について】

(1) 保護者（父と母）の基礎指数を合算したものに世帯状況に応じた加点を加えて世帯指数とします。

※基礎指数、世帯状況に応じた加点は希望利用開始日時時点の状況をもって指数付けします。

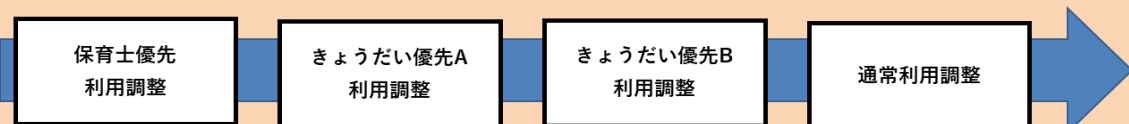
※ひとり親は保護者指数がひとり分となりますが、「世帯状況に応じた加点」にて加点項目を設けています。



(2) 区分ごとに世帯指数の高い方から利用調整を行います。区分をまたいで利用調整を行うことはありません。

※以下の児童に限り優先で利用調整を行います。

- ・令和6年度中に待機児童保育施設に入園した児童
- ・令和6年度末時点で国松保育園・おひさま保育園・千成ヤクルトつばめKIDS保育園に在籍しており、在籍施設を卒園する児童



(3) 世帯指数が同じで優先順位に差がつかない場合、「最終調整」で優先順位を決定します。

寝屋川市 2 号・3 号認定子どもの保育料（月額）

令和5年10月1日～適用

階層	定 義		3歳未満	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0	0
B1	市町村民税 非課税世帯	母子・父子・障害世帯	0	0
B2		一般世帯	0	0
C1a	20,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C1		一般世帯	8,400	8,200
C2a	20,000円～ 26,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C2		一般世帯	10,700	10,500
C3a	26,000円～ 48,600円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C3		一般世帯	12,300	12,000
C4a	48,600円～ 53,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C4		一般世帯	13,500	13,200
C5a	53,000円～ 57,700円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C5		一般世帯	14,800	14,500
C6a	57,700円～ 62,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C6		一般世帯	14,800	14,500
C7a	62,000円～ 72,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C7		一般世帯	15,900	15,600
C8a	72,000円～ 77,101円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C8		一般世帯	19,900	19,500
C9	77,101円～90,000円未満		19,900	19,500
C10	90,000円～100,000円未満		25,900	25,400
C11	100,000円～120,000円未満		30,200	29,600
C12	120,000円～140,000円未満		35,400	34,700
C13	140,000円～160,000円未満		39,000	38,300
C14	160,000円～180,000円未満		42,000	41,200
C15	180,000円～230,000円未満		45,200	44,400
C16	230,000円～259,000円未満		47,400	46,500
C17	259,000円～281,000円未満		49,600	48,700
C18	281,000円～300,000円未満		51,800	50,900
C19	300,000円～328,000円未満		54,400	53,400
C20	328,000円～397,000円未満		59,000	57,900
C21	397,000円以上		62,600	61,500

※ 3～5歳児クラスの児童の保育料は0円です。

※ 年齢は当該年度の4月1日の年齢です。

※ 4～8月分は前年度、9～3月分は当該年度の市民税所得割課税額により決定します。

※ 同一世帯において児童が2人以上の場合、最年長者以外の児童の保育料は0円です。

ただし、保護者（父と母）の市町村民税額が不明である場合、適用されません。

認可保育施設一覧

公立保育所 4 か所						
施設名称	住所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
さくら保育所	対馬江西町15-16	072-829-0540	120	午前7:30	午後7:00	山口 麗子
たんぼぼ保育所	打上南町2-1	072-823-2433	120			高松 加恵
さつき保育所	三井が丘4-10-1	072-823-7141	150			川原 まさ
さざんか保育所	寿町15-6	072-834-1555	150			的場 美樹

公立認定こども園 2 か所						
施設名称	住所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
まあぶるこども園 星の学舎	長栄寺町22-13	072-828-9111	80	午前7:30	午後7:00	浅田 緑
まあぶるこども園 月の学舎	下木田町16-53	072-823-1367	110			鍵崎 あゆみ

私立保育園 11 か所						
施設名称	住所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
あやめ保育園	萱島南町12-3	072-822-1318	140	午前7:30	午後7:00	西崎 嘉紘
打上保育園	梅が丘1-5-35	072-821-1129	120	午前7:30	午後7:00	西岡 高昭
かえで保育園	中神田町2-2	072-829-8218	140	午前7:00	午後8:00	津波古 美奈子
国松保育園	国松町39-3	072-821-6123	36	午前7:00	午後7:00	吉田 朋子
こっこ保育園	中木田町13-5	072-820-3939	60	午前7:00	午後8:00	吉住 美佳
大阪聖母保育園	東香里園町9-6	072-802-5610	110	午前7:00	午後8:00	深作 敦子
常盤学園保育所	小路南町16-13	072-824-5055	30	午前7:30	午後7:00	西岡 定昭
豊野保育園	豊野町2-36	072-821-2150	80	午前7:30	午後7:00	荒川 正嗣
なでしこ保育園	美井元町28-3	072-832-3777	150	午前7:00	午後8:00	嶋奈 保子
寝屋川東保育園	秦町34-11	072-821-0533	100	午前7:30	午後7:00	中西 美穂
明德保育園	明德2-11-18	072-822-0841	100	午前7:30	午後7:00	福田 徹

私立認定こども園（保育所部分） 29 か所						
施設名称	住所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
認定こども園 アカシヤ保育園	石津南町13-10	072-827-2324	100	午前7:30	午後7:00	川口 貴生
幼保連携型認定こども園 旭学園第二幼稚園	黒原旭町5-5	072-826-2485	20	午前7:30	午後6:30	下牧 重樹
認定こども園 石津保育園	石津東町20-20	072-829-0800	130	午前7:15	午後7:00	西邨 理恵子
認定こども園 池田保育園	池田本町4-10	072-827-3456	120	午前7:30	午後7:00	上野 友子
エルミンこども園	黒原橋町14-23	072-838-0415	60	午前7:30	午後7:00	坂田 友美子
認定こども園 エールこども園	池田1-20-15	072-828-5733	140	午前7:00	午後8:00	佐藤 裕子
幼保連携型認定こども園 神田保育園	上神田1-26-27	072-838-0234	100	午前7:30	午後7:30	川口 理香子
認定こども園 きんもくせい保育園	木屋町6-3	072-833-1717	110	午前7:30	午後7:00	岡本 恵理子
認定こども園 香里幼稚園	東香里園町31-3	072-832-5241	50	午前7:30	午後6:30	嶽 敏子
幼保連携型認定こども園 こまどりこども園	仁和寺本町3-12-20	072-838-1515	100	午前7:00	午後8:00	松岡 幸進
認定こども園 桜木保育園	桜木町6-11	072-829-5921	80	午前7:30	午後7:00	森本 英嗣
幼保連携型認定こども園 しらゆり保育園	堀溝北町25-1	072-822-3935	134	午前7:00	午後8:00	原 弘子
認定こども園 すずらん保育園	高柳5-28-1	072-827-5544	130	午前7:00	午後8:00	水崎 教夫
ねやがわ成美の森こども園	錦町21-6	072-827-1330	100	午前7:00	午後8:00	田中 啓昭
認定こども園 太陽保育園	高柳4-6-23	072-827-1291	70	午前7:15	午後7:15	石橋 健次
認定こども園 たちばなこども園	木田町2-8	072-821-0126	150	午前7:00	午後8:00	松本 琴代
認定こども園 第2アカシヤ保育園	打上宮前町6-26	072-825-1922	70	午前7:30	午後7:00	平山 由美
幼保連携型認定こども園 第2寝屋川なかよし保育園	長栄寺町6-18(夜間)	072-829-0948	40	午前7:00	午後10:00	水崎 隆司
認定こども園 第3きんもくせい保育園	河北西町18-1	072-822-0707	90	午前7:30	午後7:00	宮部 明子
幼保連携型認定こども園 寝屋川なかよし保育園	長栄寺町6-18	072-829-0948	110	午前7:00	午後7:00	青山 美由紀
認定こども園 仁和寺保育園	仁和寺本町6-7-2	072-827-8060	60	午前7:00	午後7:00	下牧 重和
ねやがわ寝屋の森こども園	寝屋1-19-10	072-822-0045	70	午前7:00	午後8:00	田中 恵美
認定こども園 ひなぎく保育園	木田元宮1-13-12	072-824-3886	100	午前7:00	午後8:00	中野 泰雄
認定こども園 ひまわり保育園	松屋町12-10	072-831-4764	150	午前7:00	午後8:00	森本 俊克
認定こども園 本町こども園	本町13-3	072-823-1212	110	午前7:00	午後7:00	伊藤 ひとみ
認定こども園 三井中央幼稚園	三井が丘2-5-3	072-823-6300	40	午前7:30	午後6:30	松本 典男
認定こども園 寝屋川めぐみ園	緑町13-20	072-833-0020	100	午前7:00	午後7:00	永井 正志
幼保連携型認定こども園 やまなみ幼稚園	梅が丘1-5-1	072-821-0864	40	午前7:30	午後6:30	田中 文昭
幼保連携型認定こども園 ゆりかごこども園	点野4-1-32	072-827-5555	90	午前7:00	午後8:00	小谷 牧

待機児童保育施設 1 か所						
施設名称	住所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
待機児童保育施設 認定こども園きんもくせい保育園分園 結	成田西町15-12	072-831-3030	19	午前7:00	午後8:00	岡本 恵理子

事業所内保育事業所（地域枠） 2 か所						
施設名称	住所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
おひさま保育園	宇谷町1-36	072-824-1005	11	午前7:00	午後7:00	齊藤 実
千成ヤクルト つばめKIDS保育園	木田町29-62	072-803-8963	5	午前7:30	午後6:30	塩田 洋子

その他の施設一覧

※下記施設は施設へ直接申込のため、市の利用調整はありません。

企業主導型保育施設 6 か所		
施設名	住所	電話番号
みんなの里でゅっかほいくえん	八坂町 11-3	072-812-1322
茶屋寝屋川大利保育園	大利元町 4-7	072-839-0305
ねやがわくこの木保育園	東大利町 11-11	072-826-1022
くすのき保育園	萱島本町 20-4 FRONT F 彩都 6 階	072-812-1085
みんなのほいくえん	豊野町 15-1	072-812-3775
みんなのほいくえん 香里園	香里南之町 21-20	072-813-7650

※企業主導型保育事業は、国（内閣府）が推進している事業で、多様な働き方に応じた保育の提供を全国に広げることを目的に創設された制度です。このため、企業主導型保育施設は「働く世代」を応援するために、様々な形態で運営されており、主に次のような特徴があります。

- ★職員配置基準や施設設置基準は認可保育所と同等です。
- ★国からの助成を受けて運営しています。（保育料等は各施設で設定しています。）
- ★原則として年 1 回以上、児童育成協会及び市の立入調査を受けています。
- ★定員の 50% 以内で『地域枠』の設定ができるため、従業員以外の地域の方も利用できます。

認可外保育施設 2 か所		
施設名	住所	電話番号
みつばち保育園	香里新町 22-3 サンミネマツ 208	072-802-0155
スマイルキッズ	河北東町 19-1 河北病院敷地内	072-822-3663

- ★市に届出している施設で、原則として年 1 回以上、市の立入調査を受けています。

新制度幼稚園 2 か所		
施設名	住所	電話番号
北幼稚園（寝屋川市立）	寿町 57-3	072-831-4875
啓明幼稚園（寝屋川市立）	高柳 6-18-1	072-828-9789

私学助成幼稚園 4 か所		
施設名	住所	電話番号
太秦幼稚園（私立）	高宮あさひ丘 2-2	072-822-2280
成田幼稚園（私立）	成田町 10-8	072-833-2028
寝屋川幼稚園（私立）	大利町 32-33	072-829-4152
恵愛幼稚園（私立）	田井町 24-5	072-831-1308



保育所配置図

